

(参考) 有機農業の推進

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策

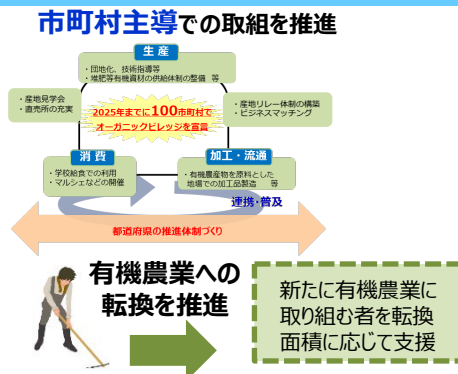
【令和5年度概算決定額 696（837）百万円の内数】

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援

(1) モデル的先進地区の創出

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援するとともに、新たに有機農業に取り組む農業者を支援



(2) 人材育成や需要喚起等を通じた現場の取組の推進

有機農業の拡大に向けた現場の取組を推進するため、

- ① 有機農業指導員の育成・確保
- ② 有機栽培のノウハウを提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得等による人材育成
- ③ 農業者等による有機農産物の安定供給体制の構築
- ④ 事業者と連携して行う需要喚起の取組等を支援



(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援

- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証

化学農薬低減

有機農業

化学肥料低減

温室効果ガス削減

- 成果の普及

グリーンな栽培マニュアルの策定

産地戦略(ロードマップ)の策定

広く
情報発信

(4) 有機農産物の販路拡大、新規需要開拓の推進

有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進するため、

- ① 有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費や、新たな市場への試験的な導入を行う取組を支援
- ② 有機農業の環境保全効果の消費者への訴求
- ③ 生産者と事業者とのマッチングを支援



2. 環境保全型農業直接支払交付金

【令和5年度概算決定額 2,650（2,650）百万円の内数】

農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援。

【有機農業の交付単価】 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。
※有機JAS認証取得を求めるものではありません。

○ そば等の雑穀・飼料作物以外：12,000円/10a

炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※に限り、2,000円を加算。

※土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバー・クロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

○ そば等の雑穀・飼料作物：3,000円/10a

【取組拡大加算】

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を行う農業者団体を支援

<交付単価> 4,000円/10a

※活動によって増加した新規取組面積に応じた支援になります。



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額とされる可能性があります。

【お問い合わせ先】

農産局

農業環境対策課

03-6744-2114

より詳しくは→



＜対策のポイント＞
みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するとともに、取組の「見える化」など関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

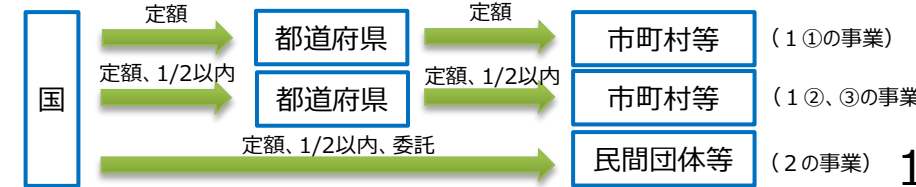
＜政策目標＞
みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成 [令和12年度及び32年度まで]

＜事業の内容＞

1. みどりの食料システム戦略推進交付金 400（591）百万円
地域の特色ある農林水産業や資源を活かした持続的な食料システムの構築を支援し、モデル地区を創出します。
① 地方公共団体が、農林漁業者、事業者、大学・研究機関やシンクタンク等と連携して行う基本計画の作成、点検・改善に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保等を支援します。
② 科学技術の振興に資する以下のモデル的取組を支援します。
ア 土壌診断等による化学肥料の低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換、消費者理解の醸成
イ 環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸産地の育成
ウ 地域資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築
③ 有機農業の団地化や学校給食等での利用等のモデル的取組やエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントの導入の取組等を支援します。

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり 296（246）百万円
フードサプライチェーンにおける関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備を支援します。
① フードサプライチェーンの環境負荷低減の取組の「見える化」推進
② 事業者と連携して行う有機農産物の需要喚起
③ グリーンな栽培体系への転換に向けた技術に係る普及啓発のセミナー開催
④ 農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣
⑤ 温室効果ガスの削減・吸収に資する自然系クレジットの普及・創出拡大を推進

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。
※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。
1 【お問い合わせ先】 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)

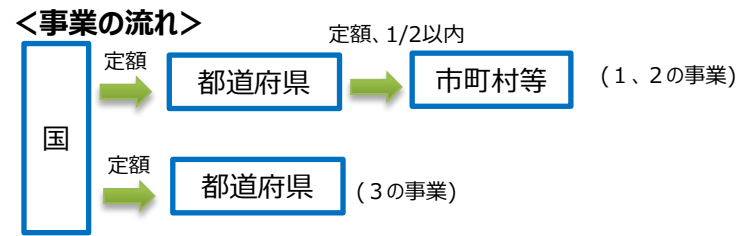
＜対策のポイント＞
地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援するとともに、都道府県の推進体制づくりを支援し、有機農業推進のモデル地区を創出します。

＜事業の内容＞

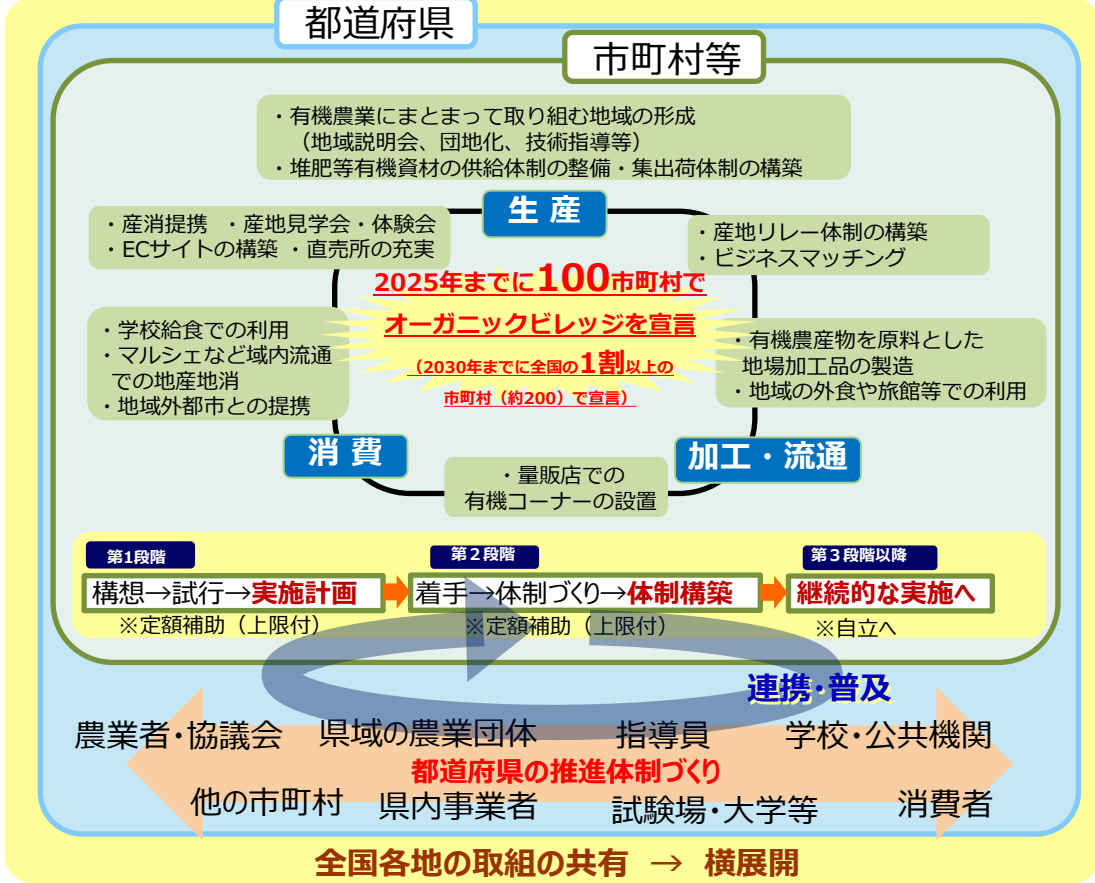
- 1.有機農業実施計画の策定
有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、
① 構想聴取 ② 試行的な取組の実施 ③ 実施計画の取りまとめ等を支援します。
2. 推進体制の構築
実施計画に基づく取組の継続的な実施に向け、
① 推進体制が整うまでの暫定段階の取組
② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援します。
3. 展開・普及の促進
都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

（関連事業）先進事例の共有
全国各地の取組を共有し横展開を促す会議等の開催を支援。
（有機農業推進総合対策事業のうち産地間・自治体間連携促進事業において実施）

※事業実施主体の市町村又は、協議会の所在する市町村において、有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている又は結ばれる予定である場合、採択に当たってポイントを加算します。



＜事業イメージ＞



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

<事業目標>

○ 有機農業の面積 (63,000ha [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 有機農業への転換推進

新たに**有機農業への転換等を実施する農業者**に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった**有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援**します。

① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)

② 対象農地 : 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地

③ 単価 : 2万円/10a 以内
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員(協議会の農業者、民間団体等)が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>

国

定額

都道府県

定額

市町村等
(協議会を含む)

定額

農業者

(1の事業)

国

定額

都道府県

定額

市町村等
(協議会を含む)

(2の事業)

<事業イメージ>

収量の低下 生産コストの増加

転換初年度は有機表示できない

新しく有機農業を始めたいけど
最初の課題が多くて取り組めない

初年度の転換について
支援しますので
有機農業始めませんか?

有機農業に安心して
取り組めた

Good!!

慣行から有機農業への転換

3

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-2114) 3

＜対策のポイント＞
有機農業の拡大にむけた現場の取組を推進するため、広域的に有機の栽培技術を提供する民間団体の指導活動や、農業者の技術習得等による人材育成、有機農業者グループ等による有機農産物の安定供給体制の構築、国産有機農産物等に関わる新たな市場の創出に向けた事業者と連携して行う需要喚起等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 人材育成

ア 有機農業指導活動促進事業

有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動や教育・研修プログラムの作成を支援します。

イ 有機農業新規参入者技術習得等支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASに関する講習受講等を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の研修会の開催に必要な経費を支援します。

○みどりの食料システム戦略推進交付金のうち推進体制整備

有機農業や制度等について農業者に指導・助言を行う人材（有機農業指導員）の育成・確保等を支援します。

2. 安定供給体制構築

○ 有機農産物安定供給体制構築事業

有機農産物の安定供給体制の構築に向け、有機農業者グループでの技術の共有・習得、共同の販路確保に向けた取組等を支援するとともに、産地における販売戦略の助言、流通の効率化に向けた実証、自治体間や事業者との連携を促す取組を支援します。

3. 需要喚起、販路拡大

○ 国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要の喚起にむけ、国産有機農産物を取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、消費者向けの情報発信や事業者の参入促進セミナーの開催等の取組を支援します。

1. 人材育成

指導員育成・展開

研修機関活動支援

有機JAS講習受講支援

栽培技術研修実施

2. 安定供給体制構築

技術の共有・習得

共同販路の開拓

流通の効率化

販路開拓の助言・指導

事業者等との連携促進

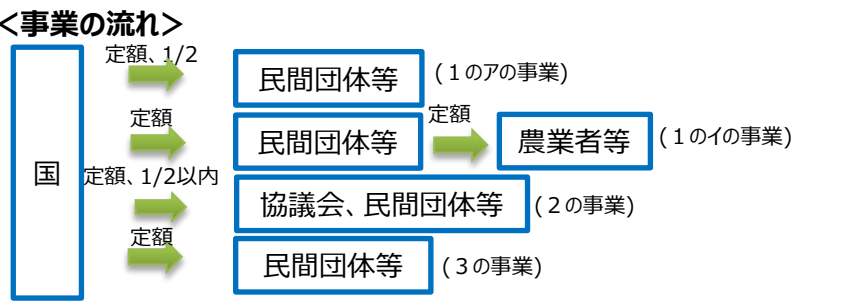
3. 需要喚起、販路拡大

加工・小売事業者等との連携

消費者への周知・情報発信

事業者参入促進

※事業実施主体(協議会の構成員)がみどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合、計画審査時にポイントを加算します。



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

＜対策のポイント＞

有機農業に取り組もうとする農業者への技術習得を促進するため、広域的に有機の栽培技術の提供を行う民間団体等が農業者に対し行う現地指導を行う取組や、栽培・採種技術習得のための手引きの作成等の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 有機農業指導活動促進事業

都道府県域を越えて活動する有機の栽培技術の提供を行う民間団体等が、**農業者に指導・助言を行う活動等を支援**します。

① 有機農業の技術習得の促進

有機農業関係の現地指導を行う民間団体が、**農業者向け講習会の開催や農業者に現地指導を行う取組を支援**します。

② 研修体制の強化

有機農業関係の研修を行う施設において、農業者に指導を行うために必要な**実証ほ、採種場の設置、研修カリキュラムの作成等を支援**します。

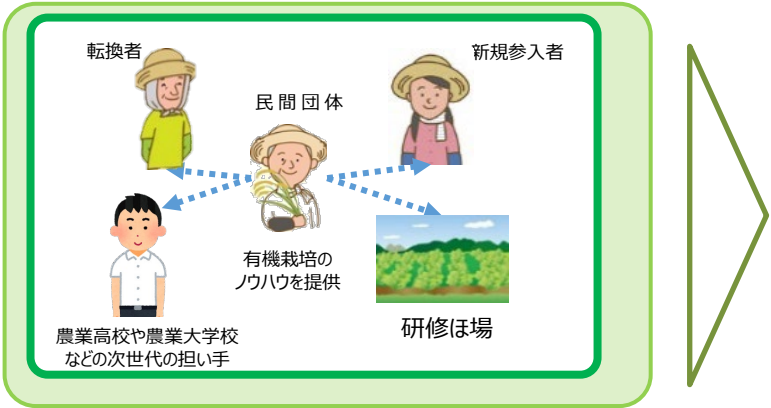
③ 有機農業に関する教育の推進

有機農業関係の**教育機関**における有機JAS認証の取得、**実証ほ場の設置、農業者の招へい、有機農業体験事業等の取組を支援**します。

＜事業イメージ＞

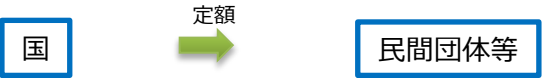
現状の課題

- 農業者が有機農業を始める場合や、技術習得をする際に相談できる機関が在住都道府県にない、もしくは品目限定となっている地域が多い。
- 有機農業関係の教育が可能な施設は限られている。



増加・収量の向上
有機農業者の

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、**有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組や品目別の有機栽培技術の講習会**の開催や**研修カリキュラムの内容調査、設計等**を支援します。

＜事業の内容＞

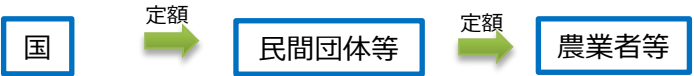
1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組**を支援するとともに、**品目別の有機栽培技術の講習会**の開催や**研修カリキュラムの内容調査、設計等**を支援します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



有機農産物安定供給体制構築事業

<対策のポイント>

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、**技術研修会の開催**、**販路確保に向けた取組**、**生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入**等を支援するとともに、**産地における販売戦略の助言等**や雑草対策や流通の効率化などの**技術課題の実証**、**産地や自治体間の連携を促す取組**を支援し、有機農産物の**安定供給体制の構築**を推進します。

<事業の内容>

1.オーガニック産地育成事業

農業者等による現場の先進的な**取組の横展開**を推進するため、

- ① 栽培や経営に関する**技術研修会の開催等**
- ② 産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む新たな**販路確保に向けた取組**
- ③ **生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入**等を支援します。

2.全国推進事業

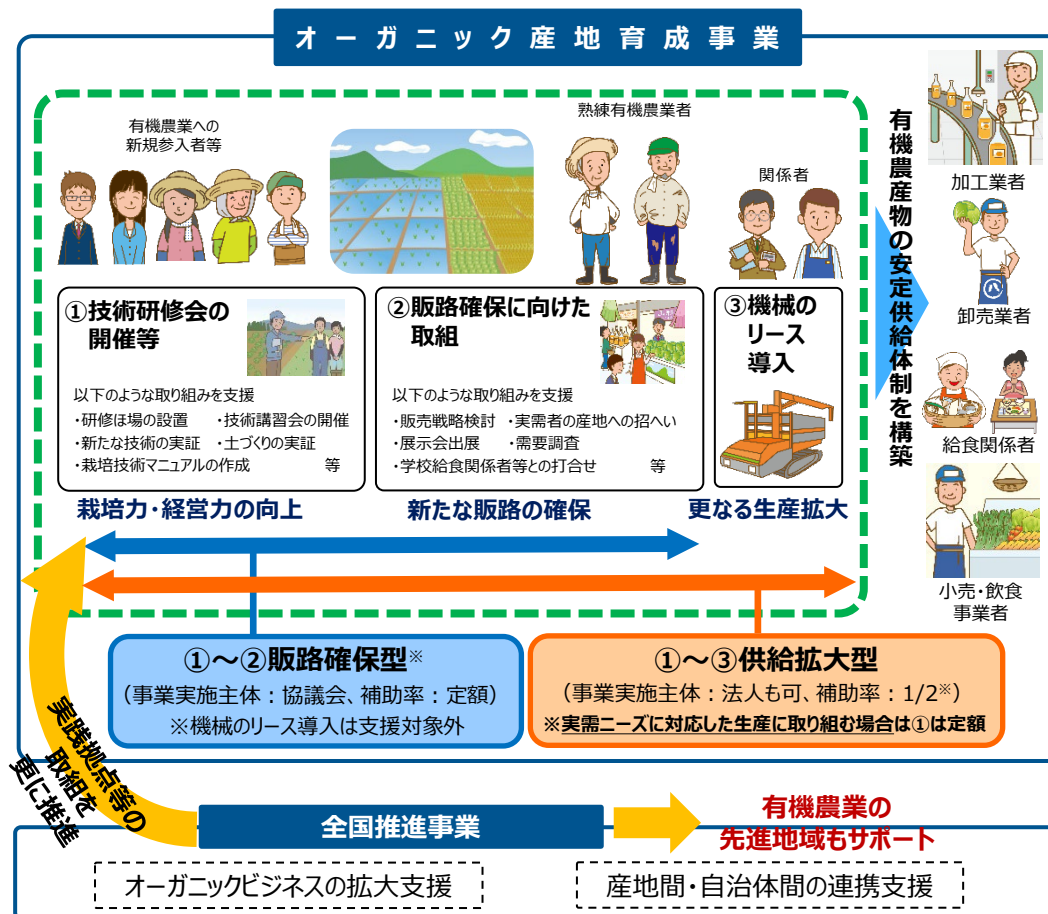
以下の取組を支援し、**有機農産物の安定供給体制の構築**を更に推進します。

- ① **オーガニックビジネス拡大支援事業**
産地における**販売戦略の企画・提案・助言**を行う**オーガニックプロデューサーの派遣等**の取組を支援。
- ② **産地間・自治体間連携支援事業**
生産・出荷情報の共有や**流通の効率化**などの**技術課題への対応実証**及び**産地や自治体間（モデル的先進地区を含む）の連携を促す取組**を支援。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



みどりの食料システム戦略推進総合対策（有機農業推進総合対策事業）のうち
国産有機農産物等バリューチェーン構築推進事業

＜対策のポイント＞

国産有機農産物等に関わる新たな市場を創出していくため、これらを取り扱う流通、加工、小売等の事業者と連携して行う、国産有機農産物等の消費者需要及び加工需要を喚起の取組を支援します。

＜事業の内容＞

1. 国産有機サポーターズ活動推進事業

国産の有機食品に対する消費者のニーズを喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携して行う、事業者への啓発や展示会への出展等の取組を支援します。

2. 国産有機加工食品バリューチェーン構築推進事業

国産有機農産物の加工需要を拡げるため、有機加工食品のJAS規格の説明や加工・小分け等の事例を紹介する講習会の開催等を支援します。

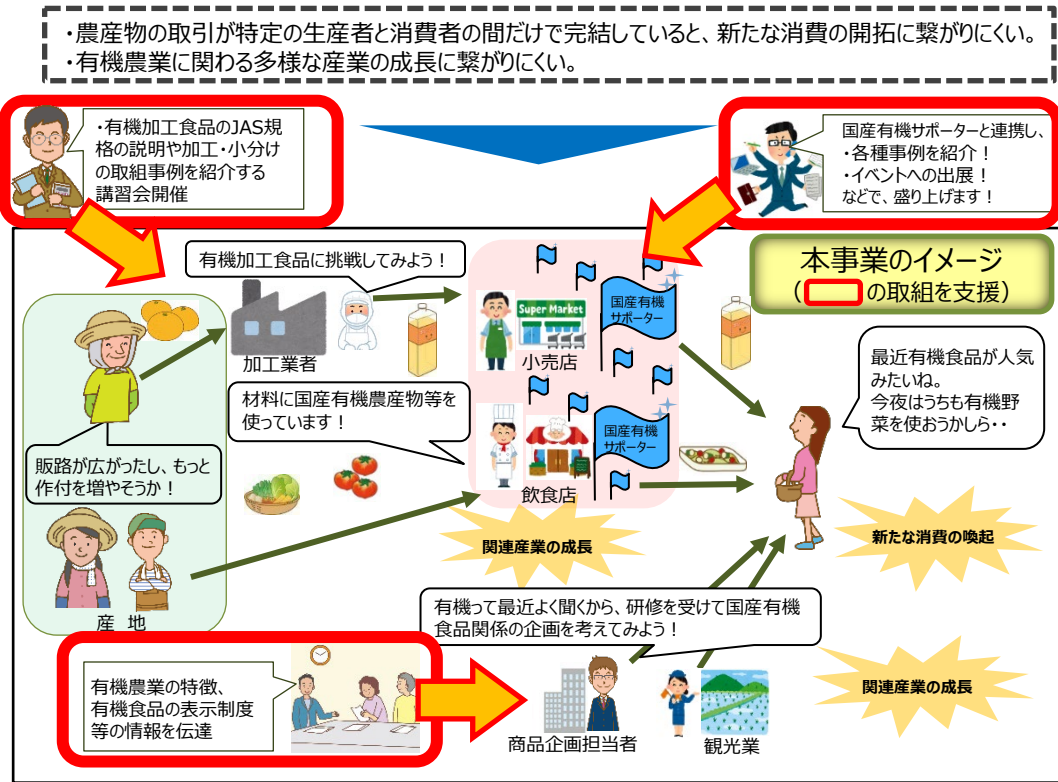
3. 実需者等理解増進活動支援事業

事業者からの情報発信を通じ有機農業に対する消費者等の理解を促すため、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や有機食品、表示制度等の研修等を行う取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



・国産有機農産物等を扱う事業者の取組喚起と理解増進
・消費者需要や加工需要の増大

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略に基づき、有機農産物の販路拡大・新規需要開拓を促進します。

<事業目標>

有機農業の耕地面積6.3万ha [令和12年度まで]

<事業の内容>

1. 有機農産物の取扱促進事業

有機農産物の試行的な取扱いを支援し、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進します。

① 有機農産物の販路拡大推進

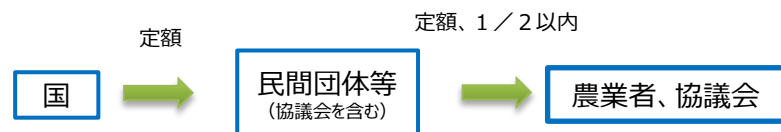
有機農産物の新規取扱いに伴う掛かり増し経費や、協議会により新たな市場（公的機関の給食、食堂等を含む）への有機農産物の試験的な導入を行う取組を支援します。

② 推進活動費

有機農業の環境保全効果の消費者への訴求、及び、有機農業に取り組む生産者と新たに有機農産物の取扱いを希望する事業者とのマッチングを推進します。

※ 事業実施主体が環境負荷低減事業活動実施計画または基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

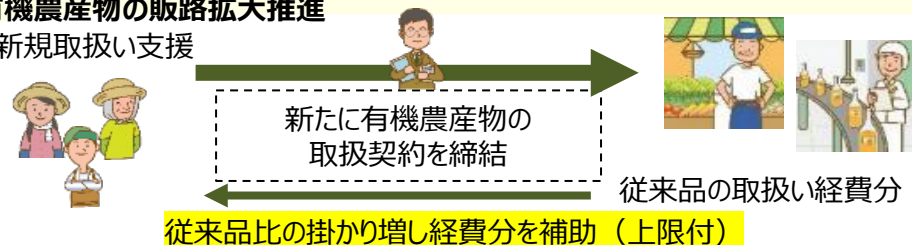
<事業の流れ>



<事業イメージ>

① 有機農産物の販路拡大推進

・新規取扱い支援

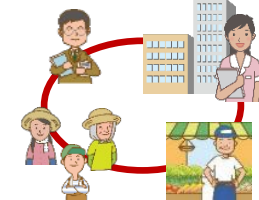


・新規取扱い支援（協議会による新たな市場への有機農産物の試験的な導入）

新たな市場（公的機関の給食、食堂等を含む）への試験的な導入のため、実需者やコーディネーター等の関係者で構成される協議会による

- ・検討会の開催
- ・需要調査
- ・有機農産物の試行的導入の掛かり増し経費

経費の補助（上限付）



② 活動推進

有機農業の環境保全効果の消費者への訴求

（消費者セミナーの開催、広報素材の作成・提供・周知等）

新たに有機農産物の取扱いを希望する事業者とのマッチングを推進（事業者向けの商談会の開催）

・環境保全効果を有する有機農業で生産された農産物の需要を喚起
・事業者には有機農産物の取扱いを促し、有機農産物の多様な販路を新たに確保

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、それぞれの産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「**グリーンな栽培体系**」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<事業の内容>

化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業面積の拡大、農業における温室効果ガスの排出量削減を推進するため、地域の関係者が参画する協議会を組織し、**グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組の検討を支援**します。

① 土壌診断に基づく施肥設計や有機質肥料の活用やドローンによる肥料のスポット散布、化学農薬のみに依存しない総合防除、生分解性マルチの利用、プラスチックによる環境影響の低減など、**環境にやさしい栽培技術**及び省力化に資する**先端技術等**について、産地に適した技術の**検証**をします。

② ①と併せて行う、環境負荷低減に資する**スマート農業機械等の導入**をします。

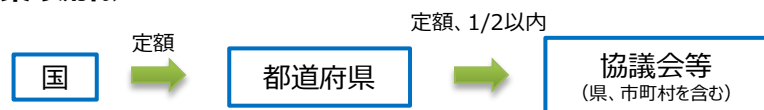
③ ①と併せて行う、消費者向けの情報発信、産地での農業体験など、環境に配慮し生産した農産物に対する消費者の理解の促進をします。

④ グリーンな栽培体系の実践に向けた**栽培マニュアルの検討**や、産地内への普及に向けた5年後の**産地戦略（ロードマップ）の策定**をします。

⑤ 産地で策定した栽培マニュアルや産地戦略について、**他産地**や農業協同組合などの**関係者に広く情報発信**します。（パンフレット・動画の作成、セミナーの開催等）

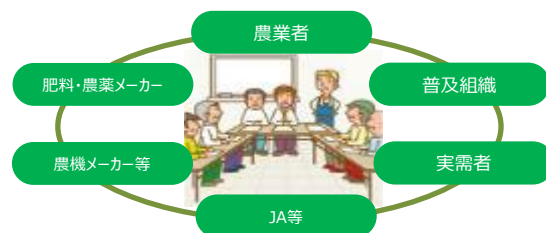
※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員（協議会の農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>

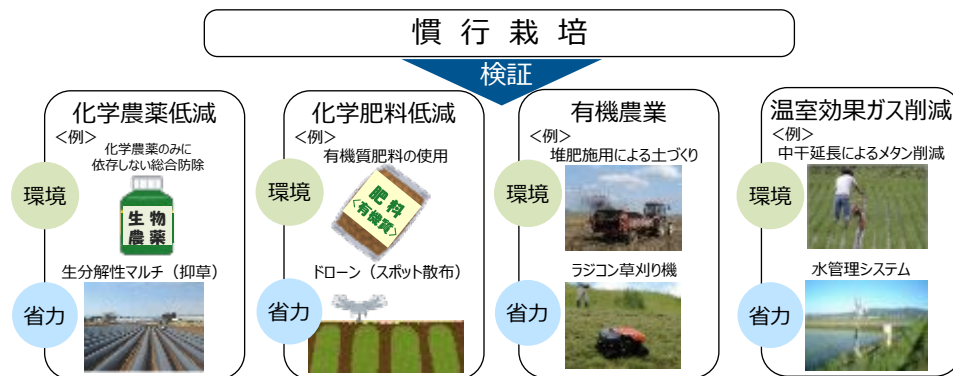


<事業イメージ>

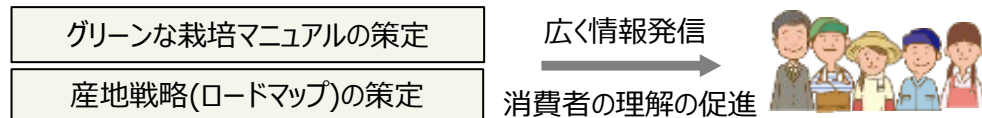
- 産地内の農業者や実需者等の関係者が参画する協議会を組織



- 産地に適した「環境にやさしい栽培技術」、「省力化に資する先端技術」等の検証



- 成果の普及



＜対策のポイント＞
農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

＜事業目標＞
温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

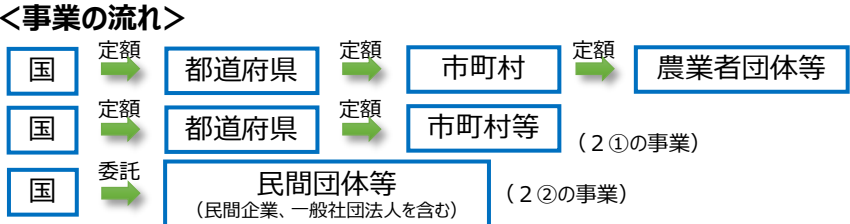
＜事業の内容＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537（2,537）百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113（113）百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104（104）百万円
 - 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9（9）百万円
 - 本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。



＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2)に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロップ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種注3)	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】
有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

＜対策のポイント＞

国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう有機JAS認証及びGAP等認証の取得や商談の実施、輸出拡大に向けた食品安全等への対応等を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

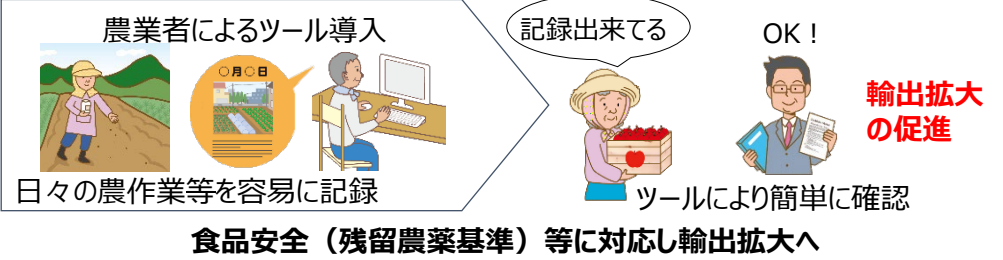
1. 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業19百万円
有機農畜産物・加工品等の農産物の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証、GAP等認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP、MPS等）の取得等を支援します。
2. GAPの取組を通じた生産工程管理ツールの活用支援事業34百万円
輸出先国により異なる輸入条件等に対応するため、農業者等によるGAPの取組を通じた生産工程管理ツールの導入等を支援します。

＜事業イメージ＞

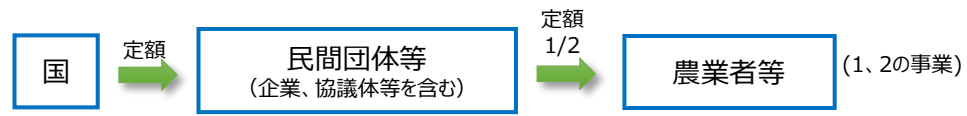
1. 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業



2. GAPの取組を通じた生産工程管理ツールの活用支援事業



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（1の事業） 農産局農業環境対策課有機農業推進班（03-6744-2114）
（2の事業） 農産局農業環境対策課GAP推進グループ（03-6744-7188）